

特別支援学級在籍児童生徒の保護者の皆様へ

平成 30 年度特別支援教育就学奨励費についてのお知らせ

平成 30 年 8 月
稚内市教育委員会 学校教育課

1 特別支援教育就学奨励費とは

特別支援教育就学奨励費とは、特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の方に対して、その経済的負担を軽減するため必要な援助を行う制度です。

特別支援教育就学奨励費の認定は、毎年度行いますので、すでに援助を受けている方についても、調書を提出する必要があります。

2 申請について

(1) 申請にあたっては、市税務課で発行される「平成 30 年度市民税・道民税所得・課税証明書(平成 29 年分)」を取得していただく必要がありますので、あらかじめご了承ください(手数料がかかります)。

(2) 援助を辞退する場合は、必ず「辞退届」を提出いただきます。

3 援助の内容

(1) 対象世帯の収入額等によって支給区分を決定し、区分に応じて援助を行います。

援助の費目については裏面に掲載していますので、参考にしてください。

支給区分

第 1 区分：収入額が必要額の 1.5 倍未満の者
第 2 区分：収入額が必要額の 1.5 倍以上 2.5 倍未満の者
第 3 区分：収入額が必要額の 2.5 倍以上の者

(2) 下表の費目について援助を受ける場合は、領収書やレシート等(購入したものと金額が明記されているもの)が必要です。購入店で発行してもらい、学校へ提出するまでご家庭で保管しておくようお願いします。

◆領収書やレシート等の提出が必要な費目

費目	対象となるもの
学用品・通学用品 購入費	教育課程上通常必要とする学用品(ノート、筆記用具等)のほか次のようなもの (1) 副教材、副読本、練習帳、辞典類、体育用ズック靴等 (2) 実験・実習用の材料、作業衣等 (3) 上記について、パソコンソフト等の IT 関連の学用品 通学のため通常必要とする通学用品(通学用靴、雨傘、雨靴、帽子等) ※学校指定以外のチャージは対象外
体育実技用具費	小学校 スキー用具(スキー板、スキー靴、ストック、金具) 中学校 柔道着又はスキー用具(スキー板、スキー靴、ストック、金具)
新入学 児童生徒学用品費	通常必要とする新入学にあたっての学用品・通学用品 (ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等)

◆援助の費目及び対象区分

費目	援助額（H30年度の年額）		支弁対象
	小学校	中学校	
学用品・通学用品購入	実費の1/2か 5,710円のいずれか少ない額	実費の1/2か 11,160円のいずれか少ない額	第2区分該当者
体育実技用具費 【※1】	実費の1/2か 13,010円のいずれか少ない額	実費の1/2か 18,670円のいずれか少ない額	第2区分該当者 小学1～3年生、4～6年生の期間に各1回 中学1～3年生の期間に1回
校外活動費	実費の1/2か 785円のいずれか少ない額	実費の1/2か 1,135円のいずれか少ない額	第2区分該当者
新入学児童生徒学用品費	実費の1/2か 20,300円のいずれか少ない額	実費の1/2か 23,700円のいずれか少ない額	第2区分1年生
通学費	実費 ※第3区分は半額	実費 ※第3区分は半額	第1・2・3区分該当者 (区域外通学を除く)
交流学习交通費	実費 ※第3区分は半額	実費 ※第3区分は半額	第1・2・3区分該当者
職場実習交通費		実費 ※第3区分は半額	第1・2・3区分該当者
給食費	実費の1/2	実費の1/2	第2区分該当者
修学旅行費	実費の1/2か 10,590円のいずれか少ない額	実費の1/2か 28,335円のいずれか少ない額	第2区分該当者

※1 体育実技用具費の対象者には、別途詳細をお知らせします。

4 その他

何か不明な点がありましたら、学校または教育委員会学校教育課までお問い合わせください、

〔 稚内市教育委員会学校教育課学校教育グループ
電話 0162-23-6519 (直通) 〕